

資料編

1 庄内町保健医療福祉推進委員会条例

(設置)

第1条 町の実情に応じた保健医療福祉対策を推進するため、庄内町保健医療福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次の事項に関し審議企画する。

- (1) 保健事業計画に関する事項
- (2) 老人保健福祉計画に関する事項
- (3) 介護保険事業計画に関する事項
- (4) 児童育成計画に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会の目的達成に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 医師会、歯科医師会等医療関係団体の代表者 2人以内
- (2) 保健所、福祉事務所等関係行政機関の代表者 2人以内
- (3) 地区組織の代表者 5人以内
- (4) 学識経験を有する者 2人以内
- (5) 公募により選任された者 2人以内
- (6) 健康体力づくり関係団体の代表者 2人以内

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において所掌する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の後最初に選任される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

2 庄内町保健医療福祉推進委員会委員名簿

選出区分	役職名	委員氏名
医師会、歯科医師会等 医療関係団体の代表者	医師	菅原 源也
	歯科医師	奥山 輝美
保健所、福祉事務所等 関係行政機関の代表者	地域保健福祉課長	鈴木 芳夫
地区組織の代表者	行政区長	大瀧 嘉瑞
	民生委員児童委員	佐藤 昭一
	庄内町老人クラブ連合会	斎藤 勝男
	庄内町企業同友会	小林 義廣
	余目保育園保護者	齋藤 涼子
学識経験者	余目第二公民館長	富樫 良秋
	民生委員推薦会委員長	田澤 幸治
公募により選任された者	障害児親の会	竹田 禎
	育児サークル	我妻 小巻
健康体力づくり関係団体の 代表者	いきいき歩の会	森居 慶
	さわやかサークル	横川 恵美子

3 庄内町プロジェクトチームの設置等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、庄内町庁内会議設置規則(平成17年庄内町規則第7号)第2条第3項の規定により、プロジェクトチームの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2条 プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)は、原則として2以上の課の分掌事務に関連する町の緊要な課題について、各分野の担当者の参画を得て、その解決を図ることが適当である場合に設置することができる。

(設置手続)

第3条 チームを設置しようとするときは、その事務に最も密接な関連を有する事務を所掌する課長(以下「所管課長」という。)が、プロジェクトチーム設置協議書(別記様式。以下「協議書」という。)により総務課長と協議し、町長の承認を得なければならない。

(組織)

第4条 チームは、総括者(以下「チームリーダー」という。)及び構成員(以下「チームメンバー」という。)をもって組織し、職員のうちから町長が任命する。

2 チームメンバーは、前条に規定する要綱の定めるところによりチームの事務に従事する。

3 チームリーダーは、所管課長の命を受け、チームの事務を統括し、チームメンバーを指揮監督する。

(職務従事の形態)

第5条 チームメンバーの職務従事の形態は、現所属のままとし、必要に応じてチームの事務に従事するものとする。

(状況報告及び協力要請)

第6条 チームリーダーは、チームにおける業務の進行状況を随時所管課長へ報告するとともに、必要があるときは、関係課長に対し協力を求めることができる。

(関係課の協力)

第7条 チームの職務に関係する各課は、チームの職務遂行に積極的に協力し、プロジェクトの完遂を援助しなければならない。

(成果の報告)

第8条 チームリーダーは、プロジェクトが完遂され、その成果を得たときは、速やかに所管課長に報告しなければならない。

2 所管課長は、前項の報告を受けたときは、意見を付して町長に報告しなければならない。

(予算及び庶務)

第9条 チームの業務遂行に要する経費、当該予算の執行及び庶務に関する事務は、第3条に規定する所管課長の課において処理する。

(チームの解散)

第10条 チームリーダーは、第8条に規定するもののほか、設置期間が満了したとき、又は設置期間内に設置目的を達成することが困難と認められるときは、速やかにその旨を町長及び所管課長に報告しなければならない。

2 町長は、第8条第2項又は前項の報告を受けた場合において、チームの設置目的が達成されたと認めるとき、又はチームの設置期間が満了したときは、当該チームを解散する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月22日訓令第2号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

4 庄内町子育て応援プロジェクト会議チームメンバー

課	係	氏名
総務課	財政係	秋庭 亮一
情報発信課	企画係	清野 美保
保健福祉課	健康推進係	吉田 正子
建設課	都市計画係	相馬 道哲
商工観光課	商工労働係	門脇 有
教育課	学校教育係	齋藤 正典
社会教育課	社会教育係	高橋 慎一
税務町民課	国保係	富樫 郁
保健福祉課	課長	水尾 良孝
	主幹	菅原 昭治
	子育て支援センター	加藤 恭子
	子育て応援係	齋藤 晶美
		齋藤 春奈
		山本ひとみ